

つくば国際大学高等学校の部活動に係る活動方針

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（スポーツ庁、平成30年3月）及び「茨城県運動部活動の運営方針（改訂版）」（茨城県教育委員会、令和4年12月）に基づき、本校の部活動に係る活動方針を以下のように定める。

1 部活動の基本的な考え

- (1) 部活動は、本校の教育目標の一つである「部活動の活性化と人格形成」でもあるように、学校教育活動の一環である。生徒にとって豊かな学校生活を経験する有意義な活動であるとともに、体力の向上や健康の保持・増進にも極めて効果的な活動であることから、学校の教育目標に基づき、今後も計画的に実施するものである。
- (2) 全職員の共通理解の下、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮するとともに、部顧問の指導に係る業務の適正化が図られるよう、学校としての組織力を高めながら、学校全体の教育活動として適切な部活動の運営を図っていく。

2 部活動の年間活動計画の作成

部活動顧問は、年間活動計画（平日及び休日における活動日、休養日及び参加を予定する大会等）を作成し、年度初めに校長に提出する。

3 部活動の休養日の設定

- (1) 学期中は、原則として週当たり1日以上を休養日とする。なお、休養日に大会参加等で活動した場合は、休養日を大会参加後に振り返る。
- (2) 長期休業中には、長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
- (3) 定期考査に関しては、原則として考査開始日の1週間前から休養日とする。ただし、大会等を間近に控えているため活動が必要な場合は、校長の許可を得る。

4 部活動の活動時間

1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は4時間程度とする。

5 部活動の朝の活動

朝の活動は、原則として行わないこととする。ただし、朝の活動が必要な場合は、校長の許可を得る。

6 熱中症事故防止

気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域・時間帯においては、屋内・外の活動は原則として行わない。

7 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は、茨城県高等学校体育連盟及び茨城県高等学校野球連盟等が定める参加する大会数の上限の目安等を超えることがないように、参加する大会を精査する。

付則

この活動方針は、平成30年10月1日より施行する。

この活動方針は、令和5年4月1日より一部改正する。